

平成二十一年十月二十九日提出
質 問 第 二 〇 号

懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問主
意書

提出者 柿澤 未途

懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問主

意書

平成二十二年一月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足することになっているが、社会保険庁職員のうち懲戒処分を受けた経験のある者は、日本年金機構の職員として採用しないことが閣議決定されている。

については、次の事項について質問する。

一 社会保険庁には懲戒処分を受けた経験のある者が本年四月現在で七百九十二人在籍しており、これらの職員について、厚生労働省が水面下で他省庁に採用を打診しているほか、官民人材交流センターで民間への就職あっせんを行っているとの報道があるが、これは事実か。

二 懲戒処分を受けた社会保険庁職員について官民人材交流センターで再就職あっせんを行うことは、長妻厚生労働大臣の了解を得た上で行われているのか。

三 民間企業であれば、組織の改廃等に伴って解雇され、ハローワークで再就職先を探すこともあるが、懲戒処分を受けた社会保険庁職員だけが官民人材交流センターで再就職のあっせんを受けるといふ特別扱い

をされる理由は何か。また、ハローワークに行かせるべきでない理由はあるのか。

四 官民人材交流センターは、今後もこうした役割を担うために維持すべきと考えているのか。
右質問する。